

健全化判断比率等の公表について

1. 令和5年度榧原市健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成21年4月から本格施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や一部事務組合等を含めた実質的な将来負担等に係る指標を議会に報告し、公表することとされ、また、それが一定程度悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めることなどの義務付けがなされました。

榧原市の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	⑤ 資金不足比率
令和5年度	黒字 (-3.99%)	黒字 (-26.47%)	3.8%	22.9%	上水道事業会計 黒字 下水道事業会計 黒字
令和4年度	黒字 (-7.90%)	黒字 (-28.84%)	3.3%	27.0%	上水道事業会計 黒字 下水道事業会計 黒字
早期健全化基準 ()は令和4年度	12.08% (12.11%)	17.08% (17.11%)	25.0% (25.0%)	350.0% (350.0%)	20.0% (20.0%)
財政再生基準 ()は令和4年度	20.0% (20.0%)	30.0% (30.0%)	35.0% (35.0%)		

※ 榧原市の指標は、いずれも早期健全化基準等を下回っています。

2. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

○ 健全化判断比率の公表等

毎年度、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。

○ 財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告しなければならないこととされています。

○ 財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

○ 公営企業の経営の健全化

公営企業（水道や下水道）を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこと

とされています。

○ 法律の施行等

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から適用し、その他の義務付け等の規定については、平成20年度決算に基づく措置から適用されました。

3. 健全化判断比率における各指標について

① 実質赤字比率…「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模の額に対する比率」

本比率は黒字か赤字かを判断する指標で、家計で言えば、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

② 連結実質赤字比率…「全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模の額に対する比率」

本比率は実質赤字比率を特別会計・企業会計を含めた全会計に適用したもので、家計で言えば、赤字の合計が年収に占める割合を示したものです。なお、本比率の財政再生基準は3年間の経過的な基準が設けられています。

③ 実質公債費比率…「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率」

本比率は家計で言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

④ 将来負担比率…「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率」

本比率は家計で言えば、将来見込まれる負債額が年収の何年分に相当するかを示したものです。

⑤ 資金不足比率…「公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模(料金収入の規模)に対する比率」

本比率は実質赤字比率を公営企業ごとに適用したもので、赤字額が各公営企業の年間の料金収入に占める割合を示したものです。

4. 健全化判断比率等の対象について

区分	会計名等							
檀 原 市	一般会計	一般会計等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	比 率 資 金 不 足	
	特別会計	公 営 事 業 会 計						
	国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計							
	公営企業会計 上水道事業会計 下水道事業会計							
【一部事務組合・広域連合】 奈良県市町村総合事務組合 奈良県広域消防組合 奈良広域水質検査センター組合 飛鳥広域行政事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合							※公営企業会計ごとに算定	
【地方公社・第三セクター等】 檀原市土地開発公社								